

重要な会計方針

1. 連結財務諸表の作成基準

当社の連結財務諸表は米国で一般に公正妥当と認められた会計原則（米国会計原則審議会意見書、米国財務会計基準審議会基準書等）に基づいて作成されています。

2. 棚卸資産の評価基準

製商品および仕掛品は平均法により、原材料は主として最終仕入原価法により取得原価を算出し、低価法により評価しています。

3. 有価証券の評価基準

米国財務会計基準審議会基準書第 115 号「負債証券及び持分証券投資の会計」を適用しています。

4. 有形固定資産の表示および減価償却の方法

有形固定資産は取得原価によって表示しており、有形固定資産の減価償却は主として定率法によっています。

5. リース会計

米国財務会計基準審議会基準書第 13 号「リース会計」を適用しています。

6. 法人税等

資産・負債法による税効果会計を適用しており、税率変更による繰延税金資産および負債への影響は、その税率変更に関する法律の制定日を含む連結会計年度の損益として認識しています。

7. 退職給付債務

米国財務会計基準審議会基準書第 87 号「事業主の年金会計」および基準書第 158 号「確定給付型年金及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計」を適用しています。

[会計方針の変更]

2007 年 3 月 31 日に基準書第 158 号を適用しております。これにより年金制度の積立状況（退職給付債務と年金資産の公正価値の差額）を連結貸借対照表で認識しており、対応する調整をその他の包括利益（損失）累積額に計上しております。この調整は、これまで未認識であった年金数理上の純損失及び過去勤務債務についてであり、従来、基準書第 87 号に従い、連結貸借対照表上、積立状況と相殺しておりました。なお、この変更による損益への影響はありません。

8. デリバティブ取引

米国財務会計基準審議会基準書第 133 号「金融派生商品（デリバティブ）及びヘッジに関する会計処理」を適用しています。